

## 第2期 決算 公 告

平成 19 年 04 月 01 日から  
平成 20 年 03 月 31 日まで

平成 20 年 06 月 26 日  
東京港区虎ノ門 4 丁目 3 番 1 号  
株式会社 新韓銀行  
日本における代表者 李 信 基

第2 平成20年3月31日現在 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 金 預 け 金	3,305	預 金	53,401
現 預 け 金	1,695	当 座 預 金	875
コ ー ル ロ ー ン	1,609	普 通 預 金	8,932
買 現 先 勘 定	—	貯 蓄 預 金	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	通 知 預 金	—
買 入 手 形	—	定 期 預 金	39,441
買 入 金 銭 債 権	—	定 期 積 立	332
商 品 有 価 証 券	—	そ の 他 の 預 金	3,820
商 品 国 債	—	譲 渡 性 預 金	—
商 品 地 方 債	—	コ ー ル マ ネ ー	8,000
商 品 政 府 保 証 債	—	売 現 先 勘 定	—
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	—	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	—
金 銭 の 信 託	—	売 渡 手 形	—
有 価 証 券	5,832	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	—
国 債	—	借 用 金	30,505
地 方 債	—	再 割 引 手 形	—
短 期 社 債	—	借 入 金	30,505
株 式	267	外 国 為 替	—
そ の 他 の 証 券	5,565	外 国 他 店 預 り	—
貸 出 金	108,552	外 国 他 店 借	—
割 引 手 形	37	売 渡 外 国 為 替	—
手 形 貸 付	56,767	未 払 外 国 為 替	—
証 書 貸 付	51,303	そ の 他 負 債	794
当 座 貸 越	444	未 決 済 為 替 借	—
外 国 為 替	21,547	未 払 法 人 税 等	—
外 国 他 店 預 け	423	未 払 費 用	422
外 国 他 店 貸	—	前 受 収 益	166
買 入 外 国 為 替	18,947	従 業 員 預 り 金	32
取 立 外 国 為 替	2,176	給 付 補 て ん 備 金	0
そ の 他 資 産	398	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	—
未 決 済 為 替 貸	—	先 物 取 引 差 金 勘 定	—
前 払 費 用	14	借 入 商 品 債 券	—
未 収 収 益	334	借 入 有 価 証 券	—
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	—	売 付 商 品 債 券	—
先 物 取 引 差 金 勘 定	—	売 付 債 権	—
保 管 有 価 証 券 等	—	金 融 派 生 商 品 債	139
金 融 派 生 商 品 債	9	そ の 他 の 負 債 金	33
そ の 他 の 資 産	41	賞 与 引 当 金	—
有 形 固 定 資 産	327	退 職 給 付 引 当 金	38
建 物	139	特 別 法 上 の 引 当 金	—
土 地	69	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	—
建 設 仮 勘 定	—	繰 延 税 金 負 債	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	117	負 の れ	—
無 形 固 定 資 産	213	支 払 承 諾	3,270
ソ フ ト ウ ェ ア	—	本 支 店 勘 定	43,663
の れ	—	本 店	41,663
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	213	在 日 支 店	2,000
繰 延 税 金 資 産	—	在 外 支 店	—
支 払 承 諾 見 返	3,270	小 計	139,674
貸 倒 引 当 金	△ 5,602	利 益 準 備 金	2,000
本 支 店 勘 定	4,338	繰 越 利 益 剰 余 金	575
本 店	2,338	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 66
在 日 支 店	2,000	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—
在 外 支 店	—	土 地 再 評 価 差 額 金	—
合 計	142,184	合 計	142,184

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提（会計計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
    - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ⇒ 該当なし
    - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ⇒ 該当なし
    - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ⇒ 該当なし
    - ④ 当該重要な疑義の影響の、財務諸表への反映の有無 ⇒ 該当なし
  - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
    - ① 有価証券の評価基準及び評価方法 ⇒ 時価評価
    - ② 有形固定資産の減価償却の方法 ⇒ 法人税法による定率法
    - ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 ⇒ 平成20年3月末日現在の外為相場によるT T M（電子仲値）
    - ④ 貸倒引当金の計上方法 ⇒ 法人税法の規定による法定繰入率による引当の他、取引先の資産内容等を考慮し当行で定められた基準により計上
    - ⑤ 退職給付引当金の計上方法 ⇒ 要支給額の全額を繰入
    - ⑥ リース取引の処理方法 ⇒ 経費として処理
    - ⑦ ヘッジ会計の方法 ⇒ 時価ヘッジ
    - ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法 ⇒ 該当なし
    - ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 ⇒ 毎月末現在における時価による評価
    - ⑩ その他採用した重要な会計方針 ⇒ 該当なし
  - (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性に乏しいものを除く）
    - ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容 ⇒ 該当なし
    - ② 表示方法を変更したときは、その内容 ⇒ 該当なし
  - (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
  - (5) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額  
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる
    - 破綻先債権 ⇒ 該当なし
    - 延滞債権 ⇒ 1.2百万円
    - 3ヶ月以上延滞債権 ⇒ 2,055百万円
    - 貸出条件緩和債権 ⇒ 該当なし
  - (6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りではない ⇒ 該当なし
  - (7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
    - 減価償却累計額 ⇒ 488百万円
    - 圧縮記帳額 ⇒ 該当なし
  - (8) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。） ⇒ 該当なし
  - (9) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債権があるときには、その総額。  
ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る）は、この限りでない。 ⇒ 該当なし
  - (10) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債務があるときには、その総額。  
ただし、預金はこの限りでない。 ⇒ 該当なし
  - (11) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額 ⇒ 該当なし
  - (12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額 ⇒ 該当なし
  - (13) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象 ⇒ 該当なし
  - (14) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第56条及び第95条の3の3に規定する企業結合に関する事項 ⇒ 該当なし
  - (15) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項 ⇒ 該当なし
  - (16) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還および利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額 ⇒ 該当なし
  - (17) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項 ⇒ 該当なし
2. 特別法上の引当金は法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。 ⇒ 該当なし
3. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること ⇒ 該当なし
4. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。 ⇒ 該当なし
5. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

## 第3

〔平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで〕

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	4,437	国債等債券償還損	—
資金運用収益	3,412	国債等債券償却	—
貸出金利息	2,279	金融派生商品費用	—
有価証券利息配当金	331	その他の業務費用	—
コールローン利息	0	営業経費	1,031
買現先利息	—	その他経常費用	56
債券貸借取引受入利息	—	貸倒引当金繰入額	56
買入手形利息	—	貸出金償却	—
預け金利息	0	株式等売却損	—
金利スワップ受入利息	—	株式等償却	—
外国為替受入利息	758	金銭の信託運用損	—
本支店為替戻受入利息	41	その他の経常費用	—
その他の受入利息	—		
役員取引等収益	477	<b>経 常 利 益</b>	1,911
外国為替受入手数料	401	(又は経常損失)	—
内国為替受入手数料	—	<b>特 別 利 益</b>	21
その他の役員収益	75	固定資産処分益	1
その他業務収益	161	貸倒引当金戻入益	—
外国為替売買益	150	償却債権取立益	9
商品有価証券売買益	—	金融商品取引責任準備金取崩額	—
国債等債券売却益	—	その他の特別利益	10
国債等債券償還益	—		
金融派生商品収益	10	<b>特 別 損 失</b>	6
その他の業務収益	—	固定資産処分損	2
その他経常収益	385	減損損	—
株式等売却益	—	金融商品取引責任準備金繰入額	—
金銭の信託運用益	—	その他の特別損失	4
その他の経常収益	385		
<b>経 常 費 用</b>	2,525	<b>税引前当期純利益</b>	1,925
資金調達費用	1,394	(又は税引前当期純損失)	—
預金利息	324	法人税、住民税及び事業税	5
譲渡性預金利息	—	法人税等調整額	—
コールマネー利息	24	当期純利益	1,920
売現先利息	—	(又は当期純損失)	—
債券貸借取引支払利息	—	前期繰越利益剰余金	340
売渡手形利息	—	利益準備金積立額	—
コマース・ハ・ハ・ハ利息	—	利益準備金取崩額	—
借入金利息	434	本店への送金	1,685
金利スワップ支払利息	—	(本店からの補填金)	—
外国為替支払利息	—	繰越利益剰余金	575
本支店為替戻支払利息	610		
その他の支払利息	—		
役員取引等費用	43		
外国為替支払手数料	—		
内国為替支払手数料	24		
その他の役員費用	19		
その他業務費用	—		
外国為替売買損	—		
商品有価証券売買損	—		
国債等債券売却損	—		

(記載上の注意)

1. 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
2. 本部経費負担額を注記すること。  
なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
  - (1) 直接経費（派遣職員給与等）
  - (2) 間接経費割当額
3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失の金額を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
4. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
6. 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
7. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。